

○結城市開発登録簿閲覧規則

平成22年9月29日

規則第25号

改正 平成25年3月28日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)の場所及び開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の場所)

第2条 閲覧所の場所は、結城市都市建設部都市計画課内とする。

(閲覧日時等)

第3条 閲覧日は、結城市の休日を定める条例(平成元年結城市条例第31号)第1条第1項に規定する市の休日を除いた日とする。

2 閲覧は、次に掲げる時間内において行うものとする。

- (1) 午前9時から正午まで
- (2) 午後1時から午後5時まで

3 市長は、登録簿を整理する場合その他必要があると認めた場合には、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧を停止し、若しくは閲覧時間を短縮し、又は休日を設けることができる。この場合においては、閲覧所にその旨を掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(閲覧所以外の閲覧の禁止等)

第5条 登録簿は、指定された場所以外の場所では閲覧することができない。

2 登録簿の貸出しは、行わない。

(閲覧の停止又は拒否)

第6条 市長は、登録簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は拒否することができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。
- (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 閲覧に際して他人に迷惑を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。

(登録簿の写しの交付の手続)

第7条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写しの交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、登録簿の閲覧等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

付 則(平成25年3月28日規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

開 発 登 録 簿 閲 覧 申 請 書	
年 月 日	
結城市長 様	
(申請者) 住 所 氏 名	
開発登録簿を閲覧したいので、結城市開発登録簿閲覧規則第4条の規定により申請します。	
閲 覧 の 目 的	
備 考	

※結城市処理欄	開発登録簿の閲覧を承認してよろしいか。	課 長	課長補佐	係 長	係 員	受付印
		(備考)				

様式第2号(第7条関係)

開発登録簿の写しの交付申請書	
年 月 日	
結城市長 様	
(申請者) 住 所 氏 名	
開発登録簿の写しの交付を受けたいので、結城市開発登録簿閲覧規則第7条の規定により申請します。	
登 録 番 号	第 号
開 発 許 可 年 月 日	年 月 日
開 発 許 可 番 号	第 号
交 付 請 求 通 数	通
使 用 目 的	
備 考	

※結城市処理欄	課 長	課長補佐	係 長	係 員	受付印
(備考) 開発登録簿の写しの交付手数料 円					

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第7条関係)